

議第136号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

- (1) 呉市海事歴史科学館
- (2) 呉市入船山記念館

2 指定管理者

大和ミュージアム・入船山記念館「みらい20」（次に掲げる団体により結成された共同体）

- (1) 代表者 広島県広島市東区二葉の里3丁目5番4号
広島テレビ放送株式会社
代表取締役 今村 司
- (2) 構成員 広島県広島市東区二葉の里3丁目5番4号
株式会社A t t r a c t O n e
代表取締役 安井 正和
- (3) 構成員 広島県広島市東区二葉の里3丁目3番1号
株式会社イズミ
代表取締役 町田 繁樹
- (4) 構成員 広島県広島市西区商工センター2丁目3番1号
株式会社イズミテクノ
代表取締役 本田 雅彦
- (5) 構成員 大阪府大阪市北区万歳町3番7号
株式会社日展
代表取締役 田加井 徹
- (6) 構成員 東京都品川区東品川2丁目3番11号
株式会社J T B
代表取締役 山北 栄二郎

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（提案理由）

呉市海事歴史科学館ほか1施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。